

(再開 午前11時10分)

**議長（勝山 正）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 江田宏子 議員。

(「はい、議長。7番。」の声あり)

(7番 江田宏子 議員 登壇)

## **1. 観光施設完全民営化に伴う対応等について**

**7番 江田宏子 議員**

私は、通告に基づき3項目の質問をさせていただきます。

まず1項目目、観光施設完全民営化に伴う対応等について村長にお伺いします。

スキー場とパノラマランド木島平の民間譲渡、やまびこの丘公園の同企業への貸付け、第三セクターであった木島平観光株式会社の完全民営化により、観光施設の運営の大半は村から切り離されることとなりました。馬曲温泉に関しては、ほかの議員が質問しますので、私からはスキー場エリアの関連で、次の4点についてお伺いします。

1点目、まず、施設や運営を切り離したことによる村としての負担軽減額についてお伺いします。

今回の民間譲渡・完全民営化に伴い、将来的に予定していた施設の修繕費やリフトなどの設備更新費用、これまで第三セクターに支出していた指定管理費・運営補助金など、村としての負担がなくなります。その試算額はどの程度なのか。単年度の経常的な経費の軽減分、またリフトの更新など、臨時的な経費も含めたトータルでの軽減分、併せて、譲渡したことによる固定資産税の概算見込みについてお伺いします。

2点目は、この試算の相当額又はその何割かを充当施策として位置づけるなり、基金のような形で積み立てるなどの考えがあるかどうか。

また、位置づけるとしたら、具体的に充当施策として考えていることはどのようなことかお伺いします。

3点目として、リフト券やパノラマランドの入湯料など、村としての村民割引の対応についてお伺いします。

4点目は、現在、村で管理しているホテルシューネスベルク・にこにこファームはどうするのか、今後の考え方について伺います。

**議長（勝山 正）**

日碁村長。

(村長「日碁正博」登壇)

**村長（日碁正博）**

それでは、江田議員のご質問お答えいたします。

今回の観光施設の民営化・民間譲渡の大きな目的として、今後ますます進む少子化、高齢社会に向けて、限りある財源の中で行政の果たすべき業務の明確化があります。村の施設の多くは、昭和40年代から平成初期にかけて整備したものが多く、老朽化による維持管理費の負担がますます増大し、将来負担の軽減が大きな目的でありました。

ご質問の民営化に伴う経費の試算ではありますが、令和4年度時点の公共施設総合管理計画と実施計画では、10年間で約29億4千万円と試算しておりました。これにはパノラマランドの大規模改修や、リフトの建て替えなど大きなものも含まれ、これを単純に均(なら)しますと、年平均2億9千万円ということになります。ちなみに過去10年の主要な観光施設の維持管理費は、年平均1億円ほどとなっております。これを村が今後とも引続き負担しながら、同じ施設を維持し整備していくことは難しい

ことでもあります。民間の資本、事業として進めてきたところでもあります。

この試算した経費については、村の一般財源としておりますので、今後、益々増大する社会保障や人口減少に伴い必要な対策として子育て環境の充実などに充て、人口減少対策を進めてまいりたいと考えております。

なお、現時点で試算額をそのまま基金に積み立てていくということは考えておりません。以降のご質問について、産業課長に答弁をさせます。

## 議長（勝山 正）

湯本産業課長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

## 産業課長（湯本寿男）

それでは、村長の答弁に補足をして答弁をいたします。

まず、譲渡に伴う固定資産税の見込み額ということでもあります。

これにつきましては、令和6年度からの課税になりますが、一個人としての税情報となり、基本的にはお答えできないことになっておりますので、ご理解をお願いいたします。

つぎに、「リフト券や入湯料の割引について」と、「シューネスベルクとにこにこファームの今後は」についてお答えをいたします。

まず、施設の割引についてですが、リフト券については、今まで村の施設ということもあり、村民割引券を第三セクター事業として実施していただいております。スキー場については、中学生までの子供の割引ということで、村から事業者に補助金として予算化をしております。入湯券についても予算化しておりますが、馬曲温泉の運営事業者がいない状況であり、発行のめどは今のところついておりません。

つぎに、施設の今後の考え方です。

ホテルシューネスベルクについては、これまでもお話ししてきましたが、国有地の借地であり、開発計画がスキー場事業でありまして、スキー場事業として実施していただけないかと考えております。

しかしながら、木島平スキー場の隣接ということもあり、木島平スキー場の事業の状況により検討していきたいと考えております。

また、にこにこファームについてですが、第三セクター木島平観光株式会社の自主事業として実施していただいた事業であります。新しい木島平観光株式会社の事業の構想には現在のところないため、村として管理を行う予定でおります。公園としてではなく、農地として活用してきたところは農業振興公社によるそばの栽培、その他の土地についてはクロスカントリーコース及び村有地として管理をしていく予定でおります。

## 議長（勝山 正）

江田宏子 議員。

## 再質問

### 7番 江田宏子 議員

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、リフト券の割引についてですけれども、小・中学生に関しては、村として予算化したというお話でしたけれども、これまで大人のシーズン券だったり1日券だったりの村民割引は、観光株式会社第三セクターとしてやっていただいていたわけですが、今回、大人の割引、村民割引については、村としては考えていないのかどうかです。

小学生には家族の付き添いも必要ですし、家族で楽しむという環境づくりも大切ではないかと思

ます。シーズン券や1日券が三セクでなくなれば割引の対応は難しいと思いますので、村としての対応が考えられないか、伺いたいと思います。

それから、シューネスベルクとにこにこファームについてですけれども、先日も議会でシューネスベルクの状況を視察させていただきました。天井が落ちていたりということもあれば、一刻も早く何とかしないとどんどん朽ちていってしまうのではないかと思います。

現在、借りたいという希望があるのであれば、一刻も早くその対応をした方が良いのではないかと思います。そうでなければ、借り手もいなくなれば村が撤去費用かけて更地にしなければなりません。早期に対応ができないのかどうか伺いたいと思います。

それから、にこにこファームですけれども、にこにこファームの農場部分は、私のところにも以前借りたいというお話もきました。もし、そういうふうな公募をすれば借りたいという方がいるのであればその方がいいのではないかと思います。

公社でそば栽培をする必要性やメリットがもしあるのであれば、それが優先となるとは思いますが、そのあたりの事情をお伺いしたいと思います。

それから、観光施設の民営化によって軽減された経費ですけれども、充当政策の紐付けや基金の積み立ては現在のところ考えていないというようなお話でした。

ただ、一般財源としてお財布を一緒にしてしまえば、知らないうちにどこかに消えてしまうということもあります。家庭でも、つもり貯金とあって、定価で買ったつもりの差額や節約したものの金額を貯める貯金方法があって、節約したことで得られる楽しみを実感できます。村の今回のことも経費も充当する政策に紐付けたり、軽減した額の一部をゆめ基金とか未来基金というような形、新たな基金として、または、現在ある地域活性化基金という形で積み立て、これまで財源がなくてできなかった事業に充てるなどすれば、施設を譲渡したことによるメリットを村民の皆さんにも実感していただけるのではないかと思います、いかがでしょうか。

## 議長（勝山 正）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

## 村長（日墓正博）

まず最初のリフト券の村民割引とかシーズン券の話ですが、これらについては、まだリフトの額の設定とか、それらも最終的に決まっていない段階で、またこれから、運営する民間事業者がどのような考え方であるのか、その辺もしっかりと確認しながら、場合によると、村負担をしながらそういう手段をとということも考えられなくはないと思いますが、その際には、また議員各位のご理解をお願いしたいと思います。

それからまた、基金の関係ですが、基金については、今回のものが確実に将来に向けて毎年いくら基金が、一般財源が浮いてくるというものを確約できるものではありません。そういう意味で言いますと、その分を基金に積むというのは現実問題として難しいだろうと思います。

ただ、先ほどありましたように、地域活性化基金であるとか、それらの積み増し等については、財政状況を見ながら可能な分があればできるのかなとは考えております。

そのほかのご質問については、担当課長に答弁をさせます。

## 議長（勝山 正）

湯本産業課長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

## 産業課長（湯本寿男）

それでは、私の方から施設の活用ということでお答えをいたします。

まず、シューネスベルクの活用でございます。議員おっしゃるように一刻も早くということで、こちらでも考えております。

具体的には、できればスキー場施設として、隣のスキー場と一緒に運営していただくのが一番スムーズかと現在思っておりますので、その辺はこちらからも提案、打診をしていきながら、一刻も早く活用していける施設としていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それと、にこにこファームの関係であります。借りたい人がいるということでお聞きをしておりますけれども、こちらの方にもそういったお話はいくつかいただいておりますけれども、現状、クロスカントリーコースがございますので、そういった土地の利用の関係ですとか調整もがございます。

一旦、村の方で管理をして将来的に多様な活用が想定されるのであれば、改めて検討していくことが必要なのかなと考えております。

現段階としては、村で管理をしていくと考えておりますので、よろしくお願ひします。

## 議長（勝山 正）

江田宏子 議員。

## 2. 廃棄物の削減等の対策について

### 7番 江田宏子 議員

それでは、2項目目の質問に移らせていただきます。

廃棄物の削減等の対策について、村長にお伺いします。

長野県は、6年連続でごみの排出量日本一になるなど、常にランキングの上位で、県内でも各市町村が積極的にごみ削減に取り組んでいます。

本村も、財政負担の軽減のためにも、そしてSDGsの観点からもごみの削減とリサイクル・リユースは推進すべき重要課題ですが、かけ声だけではなかなか成果は表われず、具体的な行動や確実な減量に結びつくような取組が必要です。

そこで、次の4つの観点について、村が具体策として考えていることや対応をお伺いします。

1点目、可燃ごみの削減に対する具体的な取組についてです。

県内では、上田市や須坂市で申請した人に「生ごみ出しません袋」というものを無料配布し、生ごみ堆肥化への啓発をしています。県外でも、可燃ごみの袋を「燃やすしかないごみ袋」と名称を変えて住民の意識啓発をしている自治体や、学校給食の残渣を堆肥化しているところもあります。生ごみを一日で分解できる微生物を使い、シェアリングコンポスト、つまり、街なかには複数の住民が生ごみを投入するコンポストを置き、堆肥化する実証実験を行っているところも増えてきています。このような取組の例も踏まえ、村の具体的な取組や構想をお伺いします。

2点目は、衣類・古布の年数回の回収や、陶磁器の回収はできないかということです。陶磁器というのは瀬戸物とかです。

可燃ごみの収集日に、衣類や古布を捨てている方も多いのではないのでしょうか。古布回収は、現在、年1回しか実施していないので、もう少し回数を増やすことで、減量に結びつく可能性もあります。

また、現在、陶磁器は、埋立て処分していると思いますが、破碎してリサイクルに取り組んでいる事業者に送っている自治体もあります。埋立て処分を減らす対策として検討してはいかがでしょうか。

3点目は、学用品の学校備品化や、学用品・制服・運動着等のリユース、おさがり制度の検討についてです。

学校で使うものには、短期間又は数回しか使わないもの、身体に合わなくなると使えないもの、個人持ちでなくても良いものなど、いろいろあります。備品化したり、リユースしたりすることで、廃棄物の減量や保護者の経済的な負担軽減にもつながります。備品化やリユースシステムについて、見解をお伺いします。

4点目は、廃棄物の削減とは若干趣旨が変わりますが、村内にある民間の金属リサイクル施設の改善に向けた対応についてです。

木島平村は県の景観条例で、村の全域が景観育成重点地域に指定されています。全域が指定されているのは、木島平村だけで、それだけ景観に重点を置くことを求められているということではないでしょうか。

村自体も自然保護条例などで景観に力を入れている中、村内のメインの道路沿いに、長期に渡り積み上がった大量の鉄くずや、道路沿いに置かれた廃車などは、立地上、非常に目立つ上、決して見栄えが良いものではありません。高く積まれた金属が、地震で崩れたり、台風で飛ばされるなどの危険も考えられます。観光客も訪れるファームスからもよく見え、今後、国道の拡幅に伴い、広い駐車場側がメインの駐車場となることを考えると、なおさら多くの人々の目に付くことになり、景観の改善に向けた指導が必要だと感じます。

県が設置を許可した施設とのことで、これまでも何度か、改善指導を県に要請していると思いますが、廃棄物やリサイクル施設の管理という観点からの指導はされていますが、景観という面からは指導はいかがでしょうか。景観という観点で県の景観条例を踏まえて、改善指導を県に要請できないものか、見解を伺います。

### 議長（勝山 正）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

### 村長（日墓正博）

江田議員のごみの削減とリサイクルについてであります。ごみの削減とリサイクルについては、SDG s だけでなく、地球温暖化や村の財政にも影響する大きな課題であります。

行政だけでごみの削減を達成できるものではなく、村民の皆様のご協力が欠かせないものと認識をしています。官民すべてが連携した取組が必要であり、村民の皆様へも引き続きごみの削減のための3Rをお願いしたいと考えております。

個々のご質問について、それぞれ担当課長に答弁させます。

### 議長（勝山 正）

山寄民生課長。

（民生課長「山寄真澄」登壇）

### 民生課長（山寄真澄）

村長の答弁に補足しまして、江田議員の質問にお答えいたします。

最初に、1番目の「可燃ごみ削減に対する村の具体的な取組は」についてであります。

可燃ごみ削減の村の取組としましては、令和3年度に各区の環境衛生委員からなる環境衛生委員会の会議の場で、燃えるごみの量5%削減を村の目標とすることと決めていただきました。本年度2月に開催しました環境衛生委員会におきましても、引き続き燃えるごみの量5%削減を目標としております。

また、広報きじま平、ふう太ネットによる特集や可燃ごみの組成調査、令和5年度からは、生ごみ堆肥化機器購入費補助の補助額の改定などを行いました。

具体的な内容としまして、令和3年度から始めた組成調査については、令和4年度は5月と11月の2回行い、広報きじま平で調査結果をお知らせし、更に削減できるごみの捨て方などを周知いたしました。また、室内型生ごみ処理機を使って、実際の処理方法や堆肥化をしていく様子をふう太ネットで流し、関心を持っていただけるよう広報いたしました。

生ごみ堆肥化機器購入費補助金につきましては、令和2年度が14件、令和3年度は20件、令和4年度は34件と年々増加しております。多くの皆様に補助金を活用いただいております。

令和5年度からは、電気式や機械式の生ごみ処理機購入に対する補助率を2分の1から3分の2に、補助額の上限を2万円から5万円に増額しました。生ごみ処理機の更なる普及促進が図られればと思っております。

組成調査の結果からも、可燃ごみの約4割は生ごみです。補助金を活用いただき、各家庭で生ごみ堆肥化が図られ、また、可燃ごみの中に混入している紙類や容器包装プラスチックの分別徹底の周知を行い、可燃ごみの減量に繋がるよう今後も取り組んでまいります。

2番目の「年数回の衣類、古布回収、陶磁器の回収はできないか」についてであります。

古布の回収であります。毎年10月中旬に1回行っております。

収集量としましては、令和2年度が2,200kg、令和3年度が2,480kg、令和4年度が2,790kgでありました。令和元年度までは収集業者の買い取りであったため、村の売却収入となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により海外への輸送ができなくなったため、令和2年度からは逆に、村が再生処理の経費を負担して古布回収を行っております。

なお、回収場所は、休日エコプラザは浄化センター横の倉庫で行っているため、ストックヤードの調整が必要となりますので、実施時期及び回数の検討をしていきたいと考えております。

陶磁器の回収についてであります。今年度から飯山市で9月と3月の年2回行われます。回収できる陶磁器は食器のみで、粉碎してリサイクルするため、欠けているものや割れているものは大丈夫ですが、汚れているものは回収できません。今後、飯山市の状況を参考にしまして、野沢温泉村を含めたごみ処理を共同で処理している岳北広域行政組合関係3市村で行えないかを含めて、検討してまいります。

4番目の、村内にある民間の金属リサイクル施設、県の景観条例の観点から改善を求められないかについて、私の方からは、廃棄物の観点でのこれまでの状況について申し上げます。

不用品の回収業者への立入検査については、県が主体となって行っており、定期検査が毎年10月から11月に行われ、その他にも抜き打ち検査が行われており、村の担当職員も同行しております。

検査内容としましては、破損している家電製品など違法なものを回収してないか、また回収したものが適正に保管されているかなどの確認が行われ、廃棄物として疑いがあるものは回収しないこと、また、鉄くずの積み上げについて、崩れる危険性があることから、景観に配慮して回収品を保管し、残置しないことなどの指導を行っております。

## 議長（勝山 正）

小松建設課長。

（建設課長「小松宏和」登壇）

## 建設課長（小松宏和）

私の方から、県の景観条例の観点からの改善について、お答えいたします。

木島平村地域は、長野県景観条例に基づく景観育成重点地域に指定されています。重点地域内での屋外における物件の堆積について、堆積の高さ3メートル又は面積100平方メートルを超える行為については、景観法第16条第1項の規定による届出を行為の30日前までに県、この地域の場合には北信建設事務所建築課に提出する必要があります。届出の内容については、高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域景観計画により審査し、内容にそぐわない場合には、長野県景観条例第8条の規定により景観計画に定めた制限に適合するような措置を講ずるよう指導することが可能である、と県から回答をいただいておりますので、今後につきましては、県と相談し対応したいと考えております。

## 議長（勝山 正）

島崎子育て支援課長。

(子育て支援課長「島崎かおり」登壇)

### 子育て支援課長（島崎かおり）

私の方から「学用品の学校備品化について」と「学用品・制服・運動着等のリユース（おさがり）システムの検討」についてお答えします。

学用品の学校備品化については、小学校では、算数セット、絵の具セット、習字セット、裁縫セット等の個人で使うものは基本的には個人持ちとしており、中学校でも使う学用品はそのまま同じものを使っていますので、学校備品化とすることは考えておりません。

それから、学用品・制服・運動着等のリユース（おさがり）システムの検討についてですが、現在リユースに係わる取組として、まだ使えるもので、ご家庭で不要になったものを希望する方にお譲りする取組として、民生課生活環境係で行っている「もったいない情報」や、消費者の会で取り組んでおられます「ゼロ円マーケット」、子育て世代の皆様による各種フリーマーケット等があります。

また、保護者同士それぞれのおさがり等のやりとりもあると思います。その中で、そういった保護者同士のやりとりも、若い世代や転入世帯の保護者にとって、きっかけが少ないのではと感じているところです。

このほど実施した少子化対策に係わるアンケートの回答にも、リユースの場所がほしいとのご意見もいくつかございました。まだ使える子ども用品や学用品の再利用については、物を大事にすることや保護者の経済的負担の軽減、環境への意識向上等、有効な取組であると考えます。

そこで子育て支援課では、子育て支援室を拠点に、子ども用品のリユース事業に取り組むための準備を進めているところであります。取り扱うものは、主にベビー用品として、服や帽子・バッグ等の小物、抱っこ紐、チャイルドシートなどで、学用品は、算数セット、習字セット、裁縫セット、絵の具セットなどのほか、小中学校指定の運動着も回収し、子育て支援室の開室中、常時配布する計画です。

また、回収された用品については、子育て支援室以外にもイベントに合わせ、配布の機会を設ける等考えております。

### 議長（勝山 正）

江田宏子 議員。

### 再質問

#### 7番 江田宏子 議員

再質問させていただきます。

まず、学用品等の備品化についてですけれども、リユースのシステムを今構築中ということで、とてもありがたいことだなと思うんですけれども、数名の保護者の方に、備品化したら良いと思う物を聞いたところ、算数セット、引出し、画板、彫刻刀、鍵盤ハーモニカの本体、辞書、筆以外の習字セット、裁縫セットなどが挙げられました。この中で、リユースすることで活用されるということであればいいんですけれども、物によっては個人持ちの方が良いという人もいたり、保護者によっても考え方の違いがあり、備品化についてはメリット、デメリットがあるということも承知しています。

ただ、子育ての負担軽減を図ることにもなりますし、アンケートなどで保護者の意向を聞いたり、個人持ちでなくても良いようなもの、私が思うには、画板とか彫刻刀などは、誰が考えても備品化で良いのではないかなとは思いますが、学校に置いておくようなものは、個人持ちでなくて良いようなものは、個人持ちではなく備品化したり、「備品化もあって、個人持ちしたい方は個人持ち」、「基本的には個人持ちにして、希望者には学校の備品を貸し出す」というような検討もされてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

それから、プラ製品の回収については話が出なかったんですけども、先ほど、飯山市では陶磁器の回収を始めるというお話があって、私もその話を聞いたので飯山市の広報を見ましたら、飯山市の広報の5月号に、陶磁器とともにプラスチック製品の回収も行うと載っていました。

今、プラスチック用品に関しては、村では回収しておらず、プラスチック製容器包装、つまり、商品を包装してあるものに関しては、プラスチック容器包装のリサイクルということで、その事業者が負担するという形で行われていますが、昨年、制定されたプラスチック新法、プラスチック資源循環促進法の制定によって、プラスチック製品もその容器包装類とともに回収できるようになり、多くの自治体でもそのような取組が始まっています。また、プラスチック製品と容器包装を別々に回収することで、プラスチック製品について買い取ってもらえる事業者もいるように、調べた中ではありました。なので、今後村として、また、岳北広域として、そのあたりご検討いただければなと思いますが、いかがでしょうか。

それから、ごみ減量に向けてということで、最初の質問の中で「生ごみ出しません袋」だったり、ほかのシェアリングコンポストの事例などもお話しましたけれども、シェアリングコンポストは集落内数軒ずつの生ごみ堆肥化などができるものです。ほかの自治体で使っているものでもいいですし、今回、ものづくり大学との連携協定の中で開発していただくなど、どこかの地域で実証実験をしてはいかがかなと思いますけれども、見解をお伺いします。

それから、エコプラザについてですが、今、休日エコプラザということで、毎月1回、最終日曜日に休日エコプラザが行われています。いつでも持って行かれるところがあると、可燃ごみの軽減にも繋がるのではないかと思います。例えば週1、2回、夕方の2時間とか、回数を少し増やす、それから回収するものの種別を増やして、まずは実証実験という形で取り組んではいかがかと思いますが、いかがでしょうか。見解をお伺いします。

## 議長（勝山 正）

島崎子育て支援課長。

（子育て支援課長「島崎かおり」登壇）

## 子育て支援課長（島崎かおり）

それでは、江田議員からの学校の備品化に関わって、「画板や彫刻刀など基本的には個人持ちというけれども、希望者には学校備品としたら良いのではないか」というご質問にお答えします。

学校の備品化については、保護者のご意見や、また、学校の状況などをお聞きした上で、どうするか検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

## 議長（勝山 正）

山寄民生課長。

（民生課長「山寄真澄」登壇）

## 民生課長（山寄真澄）

それでは、江田議員の再質問にお答えいたします。

最初にお話がありました「プラスチック使用製品の回収」についてであります。江田議員からお話がありましたように「プラスチックに関わる資源循環の促進等に関する法律」が、令和4年の4月1日から施行になったということでもあります。この法律の中で、市区町村によるプラスチック使用製品の廃棄物の分別収集とか、再商品化について規定されております。

これまでプラスチック容器包装廃棄物は、容器包装に係る分別収集及び再商品化促進等に関する法律に基づきまして、村でも分別収集、再商品化を進めてきましたが、このプラスチック製容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物、例えば、歯ブラシとかそういうものでありますが、それに

については村では、これまで燃えるごみとして処理されてきたということであります。

先ほど申し上げました法律上は、この開始時期については具体的な定めがありませんで、市区町村はその区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるように努めなければならないとされておりまして、準備が整い次第、実施するという事になっております。

岳北広域行政組合の市町村の廃棄物担当者会議というのがありまして、その中で、飯山市では、先ほど話がありましたが、今年の夏から秋にかけて試行として分別収集を、地区を限定して、プラスチック製品のごみステーションでの収集を行うという報告がなされております。その中で、飯山市の試行結果に基づきまして、今後について検討し、可能であれば3市村足並みを揃えて製品プラスチックの分別収集について図っていくということにされておりますので、村の方でもプラスチック製品につきましても、分別収集については検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

つづきまして、ごみ処理に向けてであります、シェアリングポストの検討について試験的でもいいが、地区内に1か所やってみたらという話がありました。

これについては大変申し訳ないんですが、以前にも、違う議員の中からそういう提案がありまして、検討すると申し上げてあったんですが、なかなか検討が進まないということがありまして、大変失礼しておるわけなんです、これについても検討してまいりたいと考えております。

休日エコプラザ、今、月に1回、月の最終の日曜日、9時から12時にかけて浄化センターのところで、休日エコプラザを行っているわけなんです、今、議員方からの提案で平日週1、2回というふうにも実証実験でもいいからやってみたらというご提案であります、以前もそういう提案がありまして、こちらの方でもごみ削減のためにそのようなことをやったらどうかと、係の中で検討した経過があります。

その中で、課題とすれば、人の対応が必要かなと思っております。そこに確実に誰か人を置いておかないといけないと、また、人を置いて、そこに持ってこられた方に、ただ収集だけじゃなくて、出していただいたものについて分別の仕方等もご説明したりすることも必要かなと考えております。それについて、人の対応、中では、人を置かないでカメラみたいなものを置いてという話もありましたが、そういうわけにもいかないということもあります。

また、平日実施すると、浄化センターの敷地内で行っておりますので、浄化センターの職員駐車場として使っているということもありますので、来られた方のスペースの関係もあるということで検討してきて、ちょっと進まなかったという経過があります。

どちらにしても、それに対応する職員が必要ということがありますので、なかなか難しいなと考えております。

以上であります。

### 議長（勝山 正）

ここで、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時でございます。

(休憩 午前11時53分)

(再開 午後1時00分)

### 議長（勝山 正）

江田宏子 議員。

## 3. 子どもに関わる政策について

7番 江田宏子 議員

それでは、午前中に引き続き3項目目の質問、最後の質問となります。

子どもに関わる政策について、村長、教育長にお伺いします。

この4月、国では「こどもがまんなかの社会」の実現をめざし、こども家庭庁の設置とこども基本法がスタートしました。

村でも、子育て支援に力を入れる方針が打ち出され、今年度、新たな子育て関連の施策も予算化されています。子育て支援、つまり、保護者の支援とともに「子育て支援」すなわち、子どもがのびのびたくましく育つサポートも重要だと考えます。

近年、保護者の中には、仕事や生活に手一杯で、子どもにじっくり関わってられない状況の家庭も多く、地域で子どもを育てることがますます必要になってきています。

そこで、次の5点について、考え方をお伺いします。

1点目。子ども基本法の制定を受けて、村として、これまで以上に力を入れようと考えていることはあるかお伺いします。

2点目は、子どもの遊びや体験活動の取組についてです。

人間形成、つまり、人として成長していくための根っこには、乳幼児期から小学生時代の大人の関わり方や、子ども時代の遊びや体験が大きく影響します。そのためには、子ども時代のさまざまな体験活動の提供とともに、じっくり取り組ませるための時間的な保障や、子どもの動きを見守る姿勢が必要です。現状の取組の状況と、今後の構想についてお伺いします。

3点目は、子どもの居場所づくりについてです。

少子化や核家族化、異年齢で群れて遊ぶ機会が減ったことなどから、人と人との関係が、ますます希薄になってきているのではないのでしょうか。子どもが気軽に立ち寄り、話をしたりできるような子どもの居場所、フリースペース、話しやすいななめの関係の人の存在などが、ますます重要になってきていると思います。また、中学生や高校生が気軽に立ち寄れる居場所、すなわち第3の場所の存在も大事ではないのでしょうか。具体的な考えはあるかお伺いします。

4点目は、雨天や冬期の遊び場についてです。

このような場所が欲しい、雨天や冬期の遊び場が欲しいという声は、私たちが子育て中だった数十年も前からあります。また、平日は保育園や学校があるので、利用は少ないと思いますが、休日や長期休みの間、遊び場を求めている家庭も多いと思います。

飯山市や中野市では、児童センターがその役割を果たしていますし、先日、中野市が設計から運営事業者へ委託してオープンした子育て支援拠点「ハブリック」は、遠方から子どもや孫を連れて遊びに来るといった話も聞き、また、子どもだけでなく母親も楽しめるような企画も行い、魅力的な施設となっています。

村でも、ファームスに木製遊具ができたことで、天気の良い日には親子連れで遊びに来て、楽しむ姿が多く見られるようになりました。すぐに施設建設をすることは難しいと思いますが、まずは、ファームスや農村交流館等、既存の施設を活用して、雨天や冬期でも対応できるような遊び場が開設できないか、見解を伺います。

5点目は、主権者教育、キャリア教育についてです。

自立した子どもの成長を促すためには、子どもの頃から主権者教育、キャリア教育を意識しながらの取組も外せないと思います。現状の取組と今後の構想についてお伺いします。

## 議長（勝山 正）

日墓村長。

(村長「日墓正博」登壇)

## 村長（日墓正博）

江田議員の子どもに関わる政策のご質問でございますが、ご質問のことについては、教育長に答弁を

させます。

## 議長（勝山 正）

関教育長。

（教育長「関 孝志」登壇）

## 教育長（関 孝志）

それでは、江田議員からの子どもに関する施策5点について、お答えしたいと思います。

1点目。こども基本法の制定を受け、これまで以上に力を入れようとしていることはありませんかということです。

これまで、児童福祉法、母子健康法、児童虐待防止法等々の子供に関係する法律はたくさんありましたが、こどもの権利を主体として位置づけて、それが明確になっている法律はありませんでした。児童憲章であるとか、子どもの権利条約とか、なかなか浸透していないわけですが、こども基本法の制定によって、こども施策は成長に対する支援だけでなく、子育てに伴う喜びを実感できる社会を目指して、生まれる前からの支援や養育環境の整備も示されています。まさに「こどもまんなか社会」を作っていこうということです。社会の形が子供中心に変わっていくということを示されたこども基本法、大きなことだと考えています。

これらのことから、これまで以上に、本村で行っている子ども家庭総合支援拠点の事業であるとか、民生課で行っている子育て世代包括支援センターであるとか、そういう活動の充実を図りながら、妊婦さんから大人になるまでの切れ目のない支援を、大事にしていきたいと思っています。

くわえて、現在、小・中学校で活用している教材「私たちの権利＝人権」を学習することを通して、児童生徒一人一人が自身の権利を知るということも大事にしていきたいと思っています。

また、保育園においては現在も行っていますが、人権擁護等の研修の充実を図り、保育者が園児の人権を尊重する研修を定期的に実施していきたいと考えています。

教育委員会といたしましては、一人一人の人権が尊重され、子供の意見が尊重される心理的安全性が保たれる環境を、保育園並びに小学校・中学校内外で作っていききたいと思っています。

また、小・中学校の児童生徒に関しては、子供さんたちの持っている意見を聞けるような機会を設けていきたいと思っています。こども家庭センターを設置していくことが示されていることから、当事者の声を聞く体制を今後、教育委員会の中で作っていく必要があると考えます。

2点目「人として成長していくための根っこには、乳幼児から小学生時代の大人の関わりや、子供時代の遊びや体験が大きく影響しています。そのためにも、さまざまな体験活動の提供、時間的な補償や見守る姿勢が必要だと思うが、現状の取組と今後の構想を伺う」ということですが、私が教育長に就任時に、家庭教育、学校教育、社会教育が歯車となって、子育て、人づくりをしていくことが重要だとお話ししました。やはり、子供たちは発達に応じて、学校と家庭に加え、地域社会でさまざまな体験を通して成長していきます。

本年度、家庭教育、学校教育ではなかなかできない体験学習を、生涯学習課の木島平村ふるさと大学の講座へ、小学生、中学生、親子で園児が参加していくことを一般化していくように計画しています。この講座には、子供文化王国であるとか、子供未来館、ふるさと探検隊、わら細工、子供アカデミー、ふるさと検定など、参加しやすいさまざまな講座が用意されています。

また、学校運営協議会が子どもカフェについて協賛になっていますので、更に協力をして、多くの子供たちが参加できる魅力ある子どもカフェにしていきたいと考えております。

3点目「子供が気軽に立ち寄り話をしてたりできるような、子供の居場所、フリースペース、ななめの関係の人材の存在がますます重要になってきています。特に中学生、高校生の居場所づくりは大事じゃないか」ということです。

部活動に入っている中・高校生は、長期休業においても練習であったり、高校生はアルバイトを行

ったりしてなかなか自分の時間が取れない、小・中学生の現状があるようです。正直、自分の時間が欲しいというのが、正直な話だということです。

中・高校生に、長期間使ってほしいということで、毎年、農村交流館の研修室、図書館、ラウンジを開放しています。

ここ3年間は、コロナウイルス感染症ために、利用する児童生徒が少なかったようですが、今後、コロナが5類に移行されましたので、農村交流館、図書館等の施設を利用する児童生徒が増えていくのではないかと思います。

江田議員からご質問の中・高校生の居場所づくりという答えになるか分かりませんが、研修室で、友達同士一緒に勉強したり、くつろいだりしている生徒、静かな図書館で学習している生徒もいます。今後も、長期休業前には、広報等でくつろげる場所としての紹介をしていきたいと考えています。

また、平日、図書館は5時45分閉館ですが、放課後、図書館で過ごす子供たちもおります。

本村の限られた施設の中で、ご質問にあるように、子供たちの居場所づくりを確保していくことを引き続き進めていきたいと思っておりますので、ご理解をください。

4点目「雨天や冬期の遊び場が欲しいという声が、数十年前からあるということ。休日や長期休みの間、遊び場を求めている家庭も多いと思う。木島平村でもファームスや農村交流館等を活用して、それぞれの居場所づくりはできないか」というご質問ですが、子育てアンケートにおいても、ご指摘のように「子供たちの遊び場が欲しい」というご意見をいただいております。

子供や保護者同士の交流の場としての居場所づくりについては、本村では課題の一つになっております。行きやすく、利用しやすいことが求められますが、今後、新しい施設を作っていくことは、予算的にも厳しい状況であります。現在ある施設を利活用していくことが最善だと考えます。

冬期については、遊びの一つにスキー場利用があります。子供リフト券は、今年から村で予算化しております。保護者の皆様の負担もありませんので、ご家族で利用していただきたいと思っております。

また、長期休みの期間、ファームスであるとか、農村交流館の体育館、校庭、木島平小学校の体育館等を一定期間、約束を決めた上で開放していくことも大事だと考えます。

施設の開放については、他団体等の使用もありますので、今後、調整検討し、長期休みに入る前までは、村民の皆様方に方向を示したいと存じます。

最後、5点目「自立した子供の成長を促すためには、子供の頃からの主権者教育、キャリア教育を意識しながらの取組も外せない。現状の取組と今後の構想について伺う」ということです。

木島平小・中学校では2020年度より、キャリアパスポートというものを使用したキャリア教育を行っています。キャリアパスポートは、児童生徒が小学校低学年から高校生までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動や行事、各教科において、自らの学習状況やキャリア形成に繋がるものを見返したり振り返ったりしながら、自分の変容や成長を評価していくポートフォリオになっています。

小学校低学年から高学年までのキャリアパスポートは、一つにファイルされ、個人個人中学校へ引き継がれます。

小学校では、児童生徒一人一人のキャリア発達を支援していくために、3点、①働くことへの関心・意欲を高める、学習意欲の向上に繋げること、②職業人・社会人としての必要な資質、能力を高めること、③働くことの意義を理解し、自立意識を育むこと、この3点を大事にしています。

中学校では、1年生で自己理解と職業理解を中心に学習します。2年生では、自己理解を更に進め、働くことの意味を考えます。3年生は、まさに高校を調べたり、体験入学、具体的な進路決定に繋げていく。このような中学校で制作されたキャリアパスポートが、今度は進学先の高等学校へ引き継がれます。

今後も小学校・中学校が連携し、9年間を見通して、木島平への愛着を育てるふるさと学習や体験学習を更に充実させ、地域の教育力をお借りして、課題探求型の学習を位置付けて、子供たちに「これからの時代を生き抜く力」をつくっていきたくと思っています。

社会と出会う、社会を知る、社会を生きる、そういう主権者を育てていきたい。そんなふうに考えております。

以上です。

## 議長（勝山 正）

江田宏子 議員。

### 再質問

#### 7番 江田宏子 議員

再質問させていただきます。

気軽に立ち寄ったり話せる居場所づくりということで、夏休み中は、図書館や農村交流館の研修室、ラウンジ等開放していただいているというお話がありました。それはそれで本当にありがたいことで、ただ、学習の場としての開放ではなく、教育長のお話の中にもありましたように、ちょっと気軽に立ち寄ってしゃべれる場だったりとか、ホッとできる場だったりとか、そこにちょっと相談に乗ってくれるような、ななめの関係といえるような、先生や家族とは違って心を許して気軽に話せるような大人の存在もあると、なお良いかと思います。

体育館の遊び場開放ということも本当にお願ひしたいところですが、そこにもやはり、通常の体育館を開放するだけではなくて、遊び相手になってもらえるような、例えば、大学生とか高校生がいれば、なお良かったり、遊び道具がいつもと違うものがあれば、なお良いかと思います。

そのようなことも考慮していただけないかどうか、見解をお伺ひしたいと思います。

それから、「子育て支援」子供の成長を支えるという面で、やはり大人の関わり方というのがとても重要だと思います。家庭の中でも、保育園や学校でもそういう存在というか、大人の関わり方というのがとても大事で、保育園や学校の先生方には、たぶん研修という形でそのような場づくりはしていくのではないかと思いますけれども、地域の皆さんで共有するような場として何か考えられないか、発信できないか、子供はこういうことが大事なんだよということを地域の方々にも発信していただける場があるといいと思うんですけれども、そのことについて何か考えがあるかどうか、伺ひしたいと思います。

それから、子育て政策という関連でお伺ひしたいんですけれども、今、子育て支援として、お祝い金という事業がいくつかあります。今年度、妊娠届出時、出産時、多子出産の祝金などが、国や県の予算により創設されました。村でも、昨年度から小学校入学時の祝金を創設したわけですが、中学、高校に行くほどお金がかかるし、以前も質問の中で出しましたけれども、中学は制服等々で10万円近くかかるという指摘もさせていただきました。

当時、ほかの議員からも、祝金では子供以外のことに使ってしまう保護者もいるかもしれないので、制服代の補助や鞆の支給など、必要な物品で渡す方がよいのではないかと言う意見もありました。

ここで来年度、中学校の制服が新しくなるわけですが、これまでの制服よりも金額が高くなるということも聞きました。

お祝い金ということもありがたいわけですが、お金という形で支給するのがいいか、補助という形で制服代とか鞆を村で支給する、クーポンを渡すとか、そういうことで支給するのがいいか、そのようなこともいろいろな観点から踏まえて検討していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

## 議長（勝山 正）

関教育長。

（教育長「関 孝志」登壇）

## 教育長（関 孝志）

それでは、3点お願いいたします。

1点目「気軽に立ち寄れる場所、そこで子供の話を聞いてくれるような大人の存在も必要だ」ということですね。

先ほど、小・中学生と懇談をしたいという話をいたしました。そういうところで、本当に子供たちがどういう場でどんなことを望んでいるのか、お聞きしたいと思います。それを具体化して、今お話があった「気軽に立ち寄れる場所」「どういう人が必要なのか」ということを聞いて、具体化していきたいと思います。

2点目「大人の関わり方、小学校、中学校、保育園ではこども基本法に関わる研修ができるんだけど、それ以外のお家の方への共通の発信をどうするか」ということ。

確かに子供の声を聞く、それから、一人一人の個人を尊重する、家庭、地域と連携するっていうことがすごく壁になっているようです。そうしますと、私どもでは、こども基本法の精神を、広報を通じて村民に知らせていく必要があります。

先ほど言いましたが、子供を真ん中にした社会に変えていくっていうのは、大きなビジョンの下に法改正になっていますので、そのところを保護者へも発信したいと思います。

場合によっては、家の方が参加する保護者会であるとか、そういうところで話ができれば一番いいのではないかなと考えます。そういうことも園長、校長の方に話をしていきたいと思います。

3点目、お祝い金の話ですが、確かに祝金がたくさん出ているんですが、「制服、鞆に特化したものに使えるように、お金ではなくクーポンであるとかいろんな方法で」というお話でした。

これについては、少しの課の方で検討させていただいてよろしいでしょうか。お願いしたいと思います。

## 議長（勝山 正）

以上で、江田宏子 議員の質問を終わりにします。

（終了 午後1時24分）